

平成 27 年度ものづくり補助金における留意事項  
(ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金)

平成 28 年 7 月 8 日  
福井県地域事務局

・公募につきまして

- 募集期間 平成 28 年 7 月 8 日 (金) ~平成 28 年 8 月 24 日 (水) [当日消印有効]となります。直接のお持ち込みはお断りさせていただきます。郵送又は宅急便等にてお送りください。
- 公募申請の郵送による申請・提出先はものづくり補助事業の主たる実施場所に所在する地域事務局です (海外での実施は認めておりません)。提出先を誤ると受付できない可能性がありますので、お間違えのないようご注意ください。
- 本補助事業の実施に伴い、収益が発生した場合、補助金額を上限として収益納付していただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 本補助事業の事業実施機関は、交付決定後から平成 28 年 12 月 31 日 (土) までになります。
- 上記事業実施期間内に補助事業実施に係る経費の支払いが完了したもののみ、補助事業対象経費となります。
- 同一法人・事業者での申請は、すべての類型・事業類型を通して 1 申請に限ります。重複が認められた場合、採択後・交付決定後であっても、原則として採択や交付決定を取り消します。
- 本事業の 1 次公募の採択事業者については、応募申請することができません。
- 「平成 24 年度補正ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」及び「平成 25 年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」の採択事業者が同一・類似の事業として本補助事業に申請をした場合、採択いたしません。  
また、平成 24 年度補正事業及び平成 25 年度補正事業の「事業化状況・知的財産権等報告書」がなされていない場合、原則として採択いたしません。
- 「平成 26 年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金」の採択事業者が同一・類似の事業として本事業に応募申請をした場合、採択いたしません。  
なお、新たな補助事業として申請を行う場合、福井県地域事務局が定める提出期限までに平成 26 年度補正事業の「補助事業遂行状況報告書」を提出してください。
- 本事業では「他社と差別化し競争力を強化」する事業計画を支援対象としておりますので、複数の中小企業・小規模事業者から同一内容の応募申請があった場合、「他社との差別化」には当たらず、採択しない場合があります。他社の事業計画をコピーしたり、他社にコピーされないようご注意ください。
- 提出書類は公募要領による公募申請書の様式を必ず使用してください。指定した様式以外で申請した場合は、原則不採択となりますのでご注意ください。事業計画書の様式は福井県地域事務局のホームページに公開されています。事業計画書は、A4 判で片面印刷したものと、電子媒体を格納した CD-R を提出してください。
- 通しページ番号を公募申請書 (様式 1、様式 2) 下中央に必ず打ち込んでください。
- 公募申請書の用紙サイズは A4 判の片面印刷とし、決算書・パンフレット・定款など他の提出書類とともに左側に縦 2 穴で穴を開け (ホッチキス止め不可)、1 部ずつ紙製のフラットファイルに綴じ込んでください。

○ 「機械装置費」を補助対象経費に計上される場合、公募申請書に「入手価格の妥当性を証明出来る書類」の添付をお願いいたします。書類の具体的内容は、本補助事業における発注先（委託先）の選定にあたって、同一条件を記載した見積依頼書・入手価格の妥当性を証明できるよう、購入予定時に有効な見積書・カタログ・パンフレットを徴してください。単価50万円（税抜き）以上の物件を購入する場合には、補助事業者と資本関係にない2社以上の相見積を徴してください。合理的な理由により相見積書が取れない場合は、業者選定理由書を提出してください。

○ 「入手価格の妥当性を証明出来る書類」は公募申請時に必ず提出を求めるものではありませんが、申請時点で補助対象経費に計上する経費に該当する提出書類が全て揃っている中小企業・小規模事業者は、採択時に速やかに交付決定に向けた審査に移行することができます。

また提出がない場合、採択後に改めて該当書類を提出いただくことになり、交付決定が遅れる場合があることをあらかじめご了承ください。

○ 補助対象外事業

次に掲げる事業は補助対象となりません。審査において、以下に該当するとされた場合は不採択となります。

また、採択・交付決定後に以下に該当すると確認された場合も、採択・交付決定が取消しとなります。

- ① 同一内容の事業について、国（独立行政法人等を含みます）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業
- ② 主たる技術的課題の解決方法そのものを外注又は委託する事業
- ③ 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業
- ④ 営利活動とみなされる原材料や商品の仕入れ等（ただし、社内試作及びテスト販売用のこれらは可能）を行う事業
- ⑤ 公序良俗に反する事業
- ⑥ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容等）
- ⑦ その他
  - (1) 事務局が本事業用として指定した事業計画と、異なる様式の申請書類で応募してきた案件
  - (2) 補助金申請額が100万円に満たない案件
  - (3) 同一法人・事業者が今回の公募で複数申請を行っている案件

・申請につきまして

○ 類型により【革新的サービス】、【ものづくり技術】の申請書類となりますので、お間違えないよう、お気を付けてください。

○ 公募申請（様式1）の応募者欄に、応募者の所在地と事業実施予定場所が異なる場合は、両方の記載をお願いいたします。

(記載例) ※公募申請書 様式1 応募者欄

応募者住所（郵便番号）

（本社所在地）

（事業の実施場所郵便番号※）

(事業の実施場所住所※) ※本社所在地と異なる場合  
氏 名 (名称)  
(代表者の役職及び氏名) ㊟

↓

応募者住所 〒910-0000  
福井県福井市〇〇町〇丁目〇-〇 〇〇ビル 1階  
〒914-0000  
福井県敦賀市〇〇町〇-〇〇-〇  
氏 名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

○ 法人の場合は、13桁の法人番号を記載してください。法人番号がない場合（個人事業主等）は「なし」と明記してください（マイナンバー（個人番号）は記載しないでください）。なお、法人番号欄に記載がない場合は、書類不備とさせていただきますことがありますので、必ず記載してください。

○ 「補助対象経費」とは、「事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費で、消費税を差し引いた金額を記載してください。なお、汎用性があり目的外使用になり得るもの（例えば、補助事業に関わる事務用のパソコン・プリンタ・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機などの購入費）については「事業に要する経費」となりますが、補助対象外であるため、「補助対象経費」にはなりません。

○ 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうち補助金の交付を希望する額で、その限度は、各々「補助対象経費」に補助率（2/3）を乗じた額（1円未満は切り捨て）となります。「事業に要する経費」があっても全額が「補助対象経費」とならない、あるいは「補助金交付申請額」の総額が補助上限額を超える等の理由により「補助金交付申請額」の欄が0円となる費目がある場合、その費目は使用することができません（そのため、「補助金交付申請額」欄が0円の場合は、当該費目の各欄には数字を記入しないでください）。

○ 「積算基礎」は、本事業に要する経費について、不明瞭な記載は避け、例えば、機械装置費にあつては、導入しようとする機械の名称、型式、単価や数量など経費の内訳を具体的に記載してください。

○ 本事業では、設備投資が必要です。

○ 計上された補助対象経費のうち機械装置費については、補助金の応募申請時又は交付申請時に、経費の内容が確認できる書類（見積書、カタログ、仕様書等）の提出を求められます。

○ 公募申請（様式2）内 「5. 事業の具体的な内容」の「○事業計画」について下記の点及び様式中の注釈事項にご注意ください。

- ① 表中の単位の記載をお願いいたします。なお、単位は任意でご設定ください。
- ② 表中の小数点の取り扱い、桁数等につきましては任意でご設定ください。ただし、複数の基準による混在はおやめください。（例、四捨五入箇所と切り捨て箇所の併用など）
- ③ 計算式は欄外をご参照ください。
- ④ 決算日が月末ではなく、月中である場合は「日」まで項目欄にご記入ください。

⑤ 値は絶対値で計算してください。

(記載例) ※公募申請書 様式2 5. 事業の具体的な内容 より抜粋

○事業計画 設定された単位をご記入ください、表内での記載も可能です。→(単位:千円)

	直近期末 (平成27年12月期)	1年後 (平成28年12月期)	2年後 (平成29年12月期)	3年後 (平成30年12月期)	4年後 (平成31年12月期)	5年後 (平成32年12月期)
①売上高	486,337	495,000	505,000	515,000	530,000	540,000
②営業利益	3,252	3,800	4,200	4,500	5,600	5,800
③営業外費用	3,438	3,500	4,000	4,100	4,400	4,500
経常利益※1(②-③)	-186	300	200	400	1,200	1,300
伸び率(%)※2		261.3%	207.5%	315.1%	745.2%	798.9%
④人件費	226,991	230,000	236,000	240,000	242,000	245,000
⑤減価償却費	12,053	15,000	15,000	15,000	16,000	16,000
付加価値額(②+④+⑤)	242,296	248,800	255,200	259,500	263,600	266,800
伸び率(%)※2		2.7%	5.3%	7.1%	8.8%	10.1%
⑥設備投資額※3		15,000				

※1 経常利益の算出は、営業外収益を含めません。

※2 伸び率は、直近期末を基準に計算してください。

※3 取得等をする設備の取得価額の合計額を記入してください。

※4 創業まもなく、直近期末欄に記入ができない場合は、1年後以降の計画(見通し)額を記入してください。